

お客さま各位

「まごよろこぶ領収書提出アプリ 利用規定」の改訂について

アプリ機能追加に伴い、「まごよろこぶ領収書提出アプリ 利用規定」の改訂をいたしますのでお知らせいたします。

記

1. 改訂内容(第10条 第4項～第6項)

改訂後		改訂前	
(削除)	(削除)	第4項	お客さまは、本アプリを利用し領収書等を提出したスマートフォンを機種変更等される場合、新たなスマートフォンで過去に提出した領収書等のデータを確認することはできません。また、本アプリを再ダウンロード、あるいは削除した場合も同様です。
第4項 (項番 変更のみ)	(同右)	第5項	お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォンを処分する場合、その他本アプリの使用を終了する場合、本アプリを必ず削除するものとします。
第5項 (項番 変更のみ)	(同右)	第6項	お客さまが本アプリを用いて送信する個人情報、当社が情報の格納・加工・伝送等を委託する第三者に送信される場合があります。この場合、当社は、当該第三者による情報管理について適切な監督を行うものとします。

2. 改訂日

2018年6月1日(金)

3. お問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-05-4807

(受付時間:平日 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く))

以上

## まごよろこぶ領収書提出アプリ利用規定

「まごよろこぶ領収書提出アプリ利用規定」（以下「本規定」といいます。）は、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する本サービス（第1条において定義）の利用に関する条件を、本サービスを利用するお客さま（第1条において定義）と当社の間で定めるものです。

### 第1条（本サービスの概要）

「本サービス」とは、当社の提供する教育資金贈与信託（まごよろこぶ）の受益者（受益者が未成年の場合には受益者本人ではなくその親権者）（以下「お客さま」といいます。）が、「まごよろこぶ領収書提出アプリ」（以下「本アプリ」といいます。）をお客さまのスマートフォンにダウンロードして起動させ、本アプリの画面の指示に従って、当該スマートフォンのカメラ機能を利用して租税特別措置法に規定する教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するもの（以下「領収書等」といいます。）の撮影を行ったうえで領収書等を当社に提出すること、および、本アプリの利用により提出した領収書等を閲覧することが可能となるサービスをいいます。

### 第2条（利用対象者）

- 1 本サービスの利用対象者は、教育資金贈与信託（まごよろこぶ）の受益者（受益者が未成年の場合には受益者本人ではなくその親権者）に限ります。
- 2 お客さまは、本規定を十分に理解、同意のうえ、本規定の定めに従って本アプリのダウンロードおよび利用、ならびに本サービスの利用を行うものとします。本規定にご同意いただけないお客さまは、本サービスをご利用いただけません。

### 第3条（本人確認）

- 1 本サービスのご利用に係る本人確認は、本アプリの画面の指示に従ってお客さまのスマートフォンから当社に送信していただく氏名、取扱店および口座番号を当社が照合することにより行います。
- 2 当社が前項の照合による本人確認手続きを行ったうえで、本サービスの取扱いを行った場合、当社は本アプリの利用がお客さま本人によって行われたものとみなすことができます。

### 第4条（領収書等の提出および期限）

- 1 お客さまは、本サービスを利用することにより、本アプリの画面の指示に従って教育資金贈与信託約款第2条3項に定める領収書等の提出をすることができます。

- 2 お客さまが教育資金として払い出した金額については、払い出し日の属する年に教育機関等への支払いを行った領収書等を翌年の3月15日までにご提出いただく必要があります。なお、信託が終了する年においては、信託終了日の属する月の翌月末までとなります。
- 3 本サービスにより提出できる領収書等は、お客さまが本アプリの画面の指示に従って撮影した画像に限られ、画像が鮮明かつ領収書等の全体が写っており領収書等の内容を識別できることが必要となります。
- 4 提出された領収書等が、前項の要件を充たしていない場合には、当社は領収書等の提出がないものとして取り扱います。
- 5 本サービスによる領収書等の提出日は、本アプリの画面の指示に従ってお客さまが送信した領収書等の画像を当社が受領した日とします。

#### 第5条（領収書等提出件数の制限）

- 1 本サービスにおいては、当社所定の件数の領収書等を提出することが可能です。また、領収書等の提出に際しては、当社所定の件数まで、補足資料の提出および支払内容の入力が可能です。
- 2 本サービスにおいては、前条に加えて、租税特別措置法で定められた少額の支払として、当社所定の件数まで、明細の入力により領収書等を提出することが可能です。
- 3 1日に提出できる回数の上限はありません。

#### 第6条（領収書等提出に関する注意点）

- 1 お客さまは本サービスにより領収書等を提出された後も、領収書等提出後15ヶ月間は領収書等の原本をお手元にて保管してください。
- 2 ご提出いただく領収書等は、他の税務処理に重複して使用することはできません。ご提出いただいた領収書等が、既に当社に提出した領収書等と重複することのないよう、お客さまの責任において管理してください。
- 3 以下の各号に該当する場合には、贈与税が課税されます。この場合、贈与税は信託終了後に一括して課税されます。
  - ① 教育資金以外の支払いがある場合
  - ② 学校等以外へ支払った合計金額が500万円を超える場合
  - ③ 領収書等が第4条第2項記載の提出期限内に提出されなかった場合
- 4 当社は、お客さまが申告した支払いの内訳と提出された領収書等に基づき、お客さまの教育資金の支払い内容を記録し税務当局に提出しますが、お客さまの申告と領収書等の内容に齟齬等がある場合は、教育資金の支払いとして記録できないことがあります。
- 5 記録内容に関わらず、税務当局が教育資金の支払いと認めない場合は、贈与税が課税されます。

6 贈与税が課税される場合等においては、お客さまご自身が税務当局と対応する必要があります。

7 第4条2項に定める領収書等の提出期限の間際になると、お客さまからのアクセス集中により、本サービスまたは本アプリがご利用いただけなくなる可能性があります。そのため、領収書等は早めに当社に提出いただくか、提出期限間際の提出にあたっては、本サービスではなく、郵送による方法もご検討ください。

#### 第7条（権利帰属）

1 本アプリの著作権その他の各知的財産権は、当社または当社が許諾を受ける各権利者に帰属します。

2 お客さまは、本サービスの利用に限り、本アプリをご利用いただけます。

3 当社から請求があった場合、お客さまは、すみやかに本アプリの使用を停止し、またはお客さまのスマートフォンから本アプリを削除するものとします。

#### 第8条（禁止行為）

1 お客さまは、事由の如何を問わず、次の各号に定める行為を自ら行ってはならず、また、第三者に当該行為を行わせてはならないものとします。

① 本アプリを翻訳、翻案等改変し、複製すること。

② 本アプリおよび本サービスによってお客さまのスマートフォンにダウンロードされている情報を転載・複製・転送・改変または改ざんすること。

③ 本アプリの製品表示または著作権表示を抹消すること。

④ 本アプリの全部または一部であっても、売却し、貸与し、譲渡し、承継させ、サブライセンス許諾し、または担保に供すること等、本アプリに係る各知的財産権を侵害する行為を行うこと。

#### 第9条（免責事項）

1 本サービスのご利用に関して、本アプリの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・脱漏、情報伝達の不能など）、スマートフォンに与える影響およびお客さまが本アプリを正常にご利用できないことにより被る不利益（領収書等を期限内に提出できずに贈与税が課税されることによる不利益も含みます。）、その他一切の不利益について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社は一切その責任を負いません。

2 前項のほか、次の各号の事由により生じた損害については、当社は責任を負いません。

① 災害・事変・同盟罷業、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由により、本サービスが遅延しもしくは不能になった場合または本アプリを用いて送信または保存した情報等に誤謬・脱漏等が生じた場合

② 当社が相当と認める安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、通信回線またはコ

ンピュータ等またはこれらを通じた情報伝達システムに障害が生じ、本サービスが遅延もしくは不能になった場合または本アプリを用いて送信または保存した情報等に誤謬・脱漏等が生じた場合

- ③ 電話回線・専用電話回線などの通信経路において不正アクセスがなされたことにより、本アプリを用いて送信または保存した情報等に誤謬・脱漏が生じた場合
- ④ 当社以外の第三者の責に帰すべき事由により、本サービスが遅延もしくは不能になった場合または本アプリを用いて送信または保存した情報等に誤謬・脱漏等が生じた場合
- ⑤ スマートフォンの盗用または不正使用等により第2条1項に定める「利用対象者」以外の者が本サービスを利用した場合

#### 第10条（本サービス・本アプリご利用に関する注意点）

- 1 本アプリの利用に際してはパスワード等の入力不要で、領収書等の提出時に第3条に定める本人確認手続きを行うのみですので、スマートフォンの管理についてはお客さまの責任において十分にご注意ください。
- 2 本アプリのご利用および本アプリのダウンロード（再ダウンロードを含みます。）には別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります（バージョンアップの際や本アプリが正常に動作しないことにより再設定などで追加的に発生する通信料も含みます）。
- 3 本サービスは、当社所定の条件を満たしているお客さまのみに、かつ当社所定の動作環境においてのみご利用いただけます。当社ホームページに掲載されている本サービスをご利用いただけるお客さまの条件や本アプリの動作環境を必ずご確認ください。
- 4 お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォンを処分する場合、その他本アプリの使用を終了する場合、本アプリを必ず削除するものとします。
- 5 お客さまが本アプリを用いて送信する個人情報は、当社が情報の格納・加工・伝送等を委託する第三者に送信される場合があります。この場合、当社は、当該第三者による情報管理について適切な監督を行うものとします。

#### 第11条（本サービスまたは本アプリの内容変更や利用停止等）

- 1 当社は、お客さまの承諾およびお客さまへの通知なしに、いつでも本サービスもしくは本アプリ提供の一時休止もしくは終了、または、本サービスの内容変更もしくは本アプリの改変等を行うことができるものとします。
- 2 本アプリは、ダウンロード後にお客さまのスマートフォンの設定、オペレーティングシステムその他のご利用環境の変更があった場合、または本アプリのアップグレードなどが行われた場合には、ご利用いただけなくなる場合があります。
- 3 不正に使用されるおそれがある場合、その他本アプリまたは本サービスの利用または提供の停止等を必要とする相当の事由が生じたとき当社が判断した場合、当社はいつでも、

お客さまへの事前の通知なしに、本アプリまたは本サービスの利用または提供の停止等、必要な措置を講じることができるものとします。これによりお客さまに損害が生じた場合であっても、当社は責任を負いません。

#### 第12条（規定の変更・準用）

- 1 当社は、当社の都合により、本規定の内容を変更または改廃することがあります。本規定の内容を変更する場合には、原則として変更日および変更内容を当社ホームページへ掲載することにより告知し、変更日以降は変更後の本規定が適用されます。
- 2 本サービスまたは本アプリに関し、本規定に定めのない事項については教育資金贈与信託約款等の当社の他の規定が適用されます。

#### 第13条（準拠法・管轄）

本規定、本サービスまたは本アプリに関する取引準拠法は日本法とし、これらの取引に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上